

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第二条第一項第一号の規定に基づき国土交通大臣が定める危険物及び国土交通大臣が定める距離を定める件

(平成二十五年十月二十九日)

(国土交通省告示第千六十六号)

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成七年政令第四百二十九号)附則第二条第一項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が定める危険物及び国土交通大臣が定める距離を定める件を次のように定める。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第二条第一項第一号の規定に基づき国土交通大臣が定める危険物及び国土交通大臣が定める距離を定める件

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第八条第一項第十九号に掲げる建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物は、次の表の上欄に掲げるものとし、国土交通大臣が定める当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、同表の上欄に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの(同表の上欄に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする建築物にあっては、当該二種類以上の危険物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもののうち最大のもの)とする。ただし、令第七条第二項第二号から第五号までに掲げる危険物を貯蔵し、又は処理しようとする建築物であって、川、海その他これらに類するものに敷地が接するものについては、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から当該川、海その他これらに類するものの反対側の境界線までの距離を当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離とみなす。

危険物	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離
令第七条第二項第一号に掲げる危険物	火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)第四条第一項第四号に規定する危険工室等を有する建築物にあっては同号に規定する第一種保安物件(同規則第一条第十一号に規定する第一種保安物件をいう。)に対する保安距離(以下「第一種保安距離」という。)、同規則第四条第二項に規定する不発弾等解撤工室等を有する建築物にあっては同項に規定する第一種保安距離、火薬庫を有する建築物にあっては同規則第二十三条に規定する第一種保安距離、同規則第六十七条第四項に規定する不発弾等廃薬処理場を有する建築物にあっては同項第一号に規定する第一種保安距離
令第七条第	五十メートル

<p>二項第二号から第五号までに掲げる危険物</p>	
<p>令第七条第二項第六号に掲げる危険物</p>	<p>十三（一／三）メートル</p>
<p>令第七条第二項第七号に掲げる危険物</p>	<p>一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六条第一項に規定する製造施設である建築物又は同規則第二十二条若しくは第二十三条に規定する第一種貯蔵所である建築物にあっては同規則第二条第二項第十九号に規定する第一種設備距離、コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第五条第一項に規定する製造施設であって同項第二号に規定する製造施設である建築物にあっては同号に規定する保安距離、同項に規定する製造施設であって同項第三号の表の第一欄に掲げる製造施設である建築物にあっては同項第二号及び第三号の規定による保安距離、同項に規定する製造施設であって同項第四号に規定する製造施設である建築物にあっては同号に規定する距離、同項に規定する製造施設であって同項第五号に規定する製造施設である建築物にあっては五十メートル</p>
<p>令第七条第二項第八号に掲げる危険物</p>	<p>一般高圧ガス保安規則第六条第一項若しくは第六条の二第一項に規定する製造施設である建築物又は同規則第二十二条若しくは第二十三条に規定する第一種貯蔵所である建築物にあっては同規則第二条第二項第十九号に規定する第一種設備距離、液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六条第一項若しくは第七条第一項に規定する製造施設である建築物又は同規則第二十三条第一項若しくは第二十四条に規定する第一種貯蔵所である建築物にあっては同規則第二条第一項第十六号に規定する第一種設備距離、コンビナート等保安規則第五条第一項に規定する製造施設であって同項第二号に規定する製造施設である建築物にあっては同号に規定する保安距離、同項に規定する製造施設であって同項第三号の表の第一欄に掲げる製造施設である建築物にあっては同項第二号及び第三号の規定による保安距離、同項に規定する製造施設であって同項第四号に規定する製造施設である建築物にあっては同号に規定す</p>

る距離、同項に規定する製造施設であって同項第五号に規定する製造施設である建築物にあつては五十メートル

附 則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号）の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。